

それぞれの役割

家庭

家庭はすべての教育の出発点です。まず家庭から、性別による固定的な役割分担意識の解消、暴力や虐待の根絶に努めましょう。

地域社会

地域社会は、交流や助け合いの場です。一人ひとりが地域社会を“自分ごと”として担い合う意識をもち、人権が尊重される地域づくりを推進しましょう。



誰もが人権を尊重し合い、多様性を認め合うことで、
こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち
沼田を目指して

学校・幼稚園・保育園

人権尊重の意識を高める教育を実現するため、子どもたちの指導・教育にあたるすべての大人は資質向上に努めましょう。



企業・事業者等

障がい者や高齢者の雇用、性別による賃金や昇進等の格差解消、ハラスメントの防止など、企業・事業者等の社会的役割を踏まえた取組を推進しましょう。

進行管理（評価指標）

この計画の着実な推進を図るため、市民意識調査から得られる以下の値を評価指標として設定します。

指標	指標の説明	令和3年度現状値	令和9年度目標値
人権課題への関心度の向上	各人権課題について関心がある割合の値の合計を項目数で除した値 〔「関心のある人権課題は特になし」を除く項目の値(ポイント)の合計を項目数で除した値〕	23.8 ポイント 〔405.4 ポイント / 17 項目〕	25.0 ポイント
関係機関・団体との連携による相談しやすさの向上	自分の人権が侵害されたと感じた時に「相談した」の値 〔人権が侵害されたと感じたことが「ある」の減少を目指しつつ、5年間の中期的目標として設定〕	34.9%	37.0%
人権尊重による住みやすさの向上	沼田市は市民一人ひとりの人権が尊重された住みよいまちだと「思う」の値 〔「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計値〕	38.7%	41.0%

相談窓口一覧

みんなの人権110番（法務省） （全国共通人権相談ダイヤル） ☎ 0570-003-110	インターネット人権相談受付窓口（法務省） （子どもの人権 SOS eメール） 🌐 https://www.jinken.go.jp/kodomo
子どもの人権110番（法務省） ☎ 0120-007-110	外国語インターネット人権相談受付窓口（法務省） Human rights counseling services in foreign languages 🌐 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01
女性の人権ホットライン（法務省） ☎ 0570-070-810	沼田人権擁護委員協議会（前橋地方法務局沼田支局） ☎ 0278-22-2518
外国語人権相談ダイヤル（法務省） Foreign-language Human Rights Hotline ☎ 0570-090911	ふれあい総合相談（沼田市社会福祉協議会） ☎ 0278-25-3267
インターネット人権相談受付窓口（法務省） 🌐 https://www.jinken.go.jp/	沼田市役所 市民協働課 市民相談係 ☎ 0278-23-2111（内線3056）

沼田市人権尊重のまちづくり計画（概要版）

沼田市人権教育・啓発に関する基本計画
沼田市再犯防止推進計画

発行年月／令和5年3月
発行／沼田市 市民部市民協働課
〒378-8501 沼田市下之町888番地
TEL:0278-23-2111（代表） FAX:0278-24-5179
URL:<https://www.city.numata.gunma.jp/>

QRコードからもアクセスできます。▼



沼田市人権尊重のまちづくり計画

沼田市人権教育・啓発に関する基本計画
沼田市再犯防止推進計画

概要版

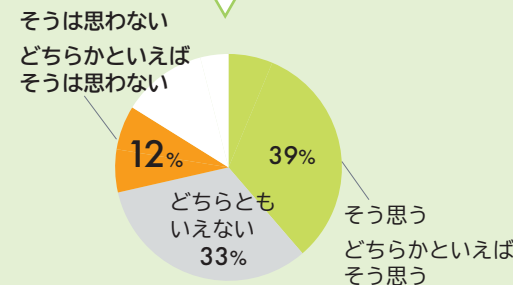
誰もが人権を尊重し合い、多様性を認め合うことで、
こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田を目指して

本市では、子どもから大人まですべての市民一人ひとりの人権を尊重し、こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できる社会の実現を目指すため、今後5年間の人権教育・啓発についての計画をつくりました。

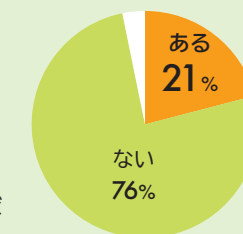
市民意識調査結果

計画をつくるにあたり、市民の皆さんの人権意識についてアンケート調査*1を行いました。

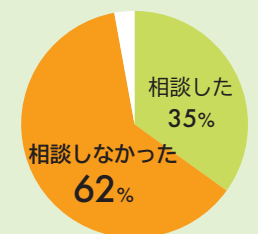
沼田市は、市民一人ひとりの人権が尊重された住みやすいまちだと思いますか。



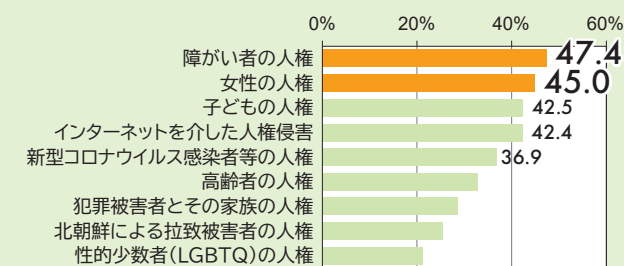
自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。



自分の人権が侵害されたと感じた時、どこ（誰）かに相談しましたか。

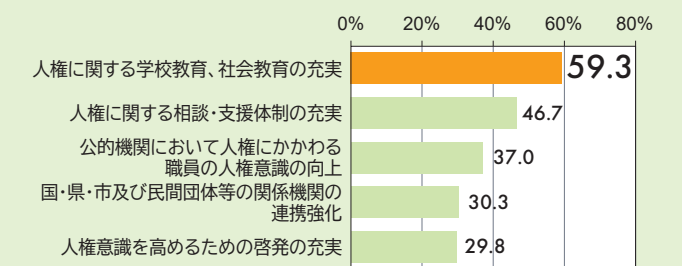


どのような人権課題に関心がありますか



※複数選択可(上位項目のみ表示)

「人権が守られる社会」をつくるためには、市はどのような取り組みを行うべきだと思いますか。



※複数選択可(上位項目のみ表示)

基本的な考え方と姿勢

1 “誰かのこと”ではなく“自分ごと”としてとらえる

一人ひとりが人権課題を“誰かのこと”ではなく“自分ごと”としてとらえ、気づき、考え、行動できるよう、人権の知識を身に付けましょう。

2 多様な価値観（立場や考え）を受け入れ、尊重する

多様な立場・考えが受け入れられ、尊重されるまちづくりを目指しましょう。また、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方などのさまざまな違いを互いに認め合い、支え合うことができる共生社会の実現を目指しましょう。

*1 アンケート調査(市民意識調査):令和3年12月~令和4年1月、満18歳以上の沼田市民2,000人を対象に郵送による調査票の配布・回収にて実施。有効回収数998人(回収率49.9%)

人権課題ごとの取組方針

女性

ワーク・ライフ・バランスの推進

性別による固定的な役割分担意識を見直し、誰もが仕事と家事、育児、介護、趣味など仕事以外の生活の両方を充実させた多様な生き方を選択できる社会の実現を目指します。

DVやハラスメント等の防止、被害者の支援

関係機関・団体と連携し、情報提供や研修等の機会の充実と、相談窓口の周知や機能強化、被害を受けた場合の保護や自立の支援を推進します。

子ども

関係機関・団体との連携

関係機関・団体と連携し、子どもやその保護者が利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

子どもに関わるすべての大人の対応力の向上

学校教育、社会教育や、地域で子どもたちの指導にあたる関係者などとの連携を強化し、子どもに関わるすべての大人を対象とした研修や情報提供に努めます。

高齢者

高齢者の就労や社会参加の促進

高齢者が経験や知識、技能を活かすことができる機会の充実や、地域の高齢者団体の支援と連携を図り、就労と社会参加を促進します。

高齢者の権利擁護の推進

高齢者が認知症を発症した場合などでもその権利が守られるよう、成年後見制度*1の利用促進を図ります。また、制度利用の需要増加に対応するため、沼田市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民への周知を図ります。

*1 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等の判断能力が不十分な人が、財産管理や契約等をするときに、不利益が生じないよう保護し、支援する制度

障がいのある人

障がい者の就労支援

公共職業安定所（ハローワーク）や「障害者就業・生活支援センターコスモス」が実施する市内民間企業等への働きかけなどに協力します。また、障がいの有無に関わらず、共に働くことの意義について、市民や企業への周知に努めます。

障がい者の権利擁護の推進

それぞれの状況に応じた成年後見制度の利用促進を図ります。また、制度利用の需要増加に対応するため、沼田市社会福祉協議会との連携を強化します。

同和問題

行政による取組の推進

住民票や戸籍謄本等の不正取得の防止に努めます。さらに、関係機関・団体と連携し、同和問題などを口実に不当な利益を得る“えせ同和行為”の根絶に向けて取り組みます。

すべての市民への教育・啓発の推進

同和問題が根拠のない偏見や差別によるものであることを、子どもから大人まですべての市民が正しく理解し、“自分ごと”として正しい行動がとれるよう、教育・啓発機会と情報提供の充実を推進します。

外国籍の人

支援体制の充実

外国籍の住民の孤立を防ぎ、地域の中で安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。特に、災害など命に関わる情報について、国籍や言語にかかわらず共有できる体制づくりに努めます。

感染症患者等

正しい知識を深めるための啓発推進

医学的な正しい知識を深められるよう、国・県等との連携により、情報提供と啓発を推進します。また、学校教育において、児童や生徒の発達段階に応じた教育を行い、正しい知識の普及を図ります。

相談対応・生活支援の推進

患者・元患者やその家族等が安心して地域で暮らし続けられるよう、利用しやすい相談体制の充実と、生活支援を推進します。

犯罪被害者等

相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族の人権侵害について、安心して相談でき、カウンセリングなどの支援が受けられるような体制の充実とその周知を図ります。

支援団体との連携

より適切な支援につなげることができるよう、国や県、警察、関係機関・団体との連携強化に努めます。また、犯罪被害者やその家族の支援に取り組む民間団体の活動の支援や周知を図ります。

刑を終えて出所した人等

再犯防止推進計画の推進

「沼田市再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした人たちが社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう継続的な支援と、そのための環境整備を推進します。

インターネットを介した人権侵害

ルールやマナーを守った利用促進のための啓発の推進インターネットを介した人権侵害をなくし、誰も加害者や被害者になることのないよう、さまざまな機会を通じて、利用への理解と自らの行動への反映を促すための啓発を推進します。

また、学校においては、「沼田市SNSルール」を活用し、ルールやマナーを守った利用方法についての教育を推進するとともに、PTA等と連携しながら、家庭における正しい利用への理解を促す支援を推進します。

性的マイノリティ(性的少数者)

支援体制の充実

悩みや困難を抱える当事者や当事者家族が安心して暮らすことができるよう、国や県、関係機関・団体と連携して、相談体制の充実など適切な支援に努めます。

ぐんまパートナーシップ宣誓制度*2の普及促進

県や関係機関・団体と連携して、制度の普及啓発と宣誓者に対するサービスの拡大を促進します。

*2 ぐんまパートナーシップ宣誓制度：パートナーシップの関係にある者同士が宣誓書を群馬県に提出し、県が受領カード等を交付する制度。ただし、法律上の効果は生じない。受領カード等の提示により、公営住宅の入居申し込み、医療機関における面会などで、夫婦や家族と同様の扱いや支援を受けることができる（対象機関等の条件あり）。同様の制度を持つ茨城県・栃木県と連携協定を締結し、両県への転出の際の宣誓手続きの簡素化や3県でのサービスの相互利用が可能となった。

その他の人権課題

さまざまな人権課題に加え、これまで表出していなかった人権課題についても、正しく理解し、行動できるよう、教育と啓発の一層の推進が必要です。

沼田市再犯防止推進計画

国や県の方向性を踏まえるとともに、本市の実情に応じ、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう、継続的な支援とそのための環境整備を推進し、再犯の防止と、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的として策定しました。

計画期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度までの5年間

持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGsは「地球上の誰一人取り残さない」(No one will be left behind)を理念として掲げており、人権の尊重は、SDGsの17のゴールすべてに通じる基礎となっています。これを踏まえ、本計画は、17のゴールすべてを見据えながら、特に右の10のゴールに留意し、“こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田”の実現を目指します。

